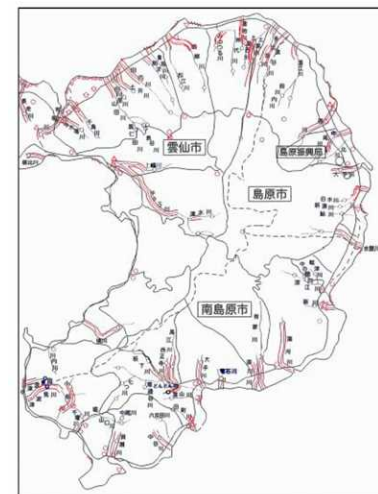


[第2回] 流域水循環計画に該当する計画概要 (7)

計画名	第2期島原半島窒素負荷低減計画(平成28年3月改定)		
提出機関名	長崎県	対象地域	長崎県の3市
メイン課題	地下水・湧水		
計画概要	県内有数の農畜産業が盛んな地域である島原半島における地下水の硝酸性窒素負荷低減に関する計画。		
計画の特徴	行政各部局の連携はもちろんのこと、農畜産業などの地域産業に携わる方々と協力し、地下水観測全地点で硝酸性窒素等の濃度が環境基準以下となることを目指した取組。		



計画対象地域(長崎県の3市)

【実施体制】		島原半島窒素負荷低減対策会議			
地方公共団体	都道府県	○	住民	住民の役割	計画に掲げた対策は、それぞれがその立場に応じて確実に実施することで初めて効果を現す
	政令指定都市	-	農業者	農業関係者の役割	
	市区町村	○	農業関係団体		
国の地方支分部局		-	工場・事業場の事業者	事業者の役割	
有識者	○	長崎県	地元市(島原市・雲仙市・南島原市)	行政の役割	
事業者	○				
団体(NPOなど)	○				
住民	○				
その他()	-				